6　感染症への対応

Ⅰ第十の考え方を基本とし、野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

⑴　高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

⑵　その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

7　普及啓発

⑴　鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めるものとする。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努めるものとする。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。

⑵　野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

⑶　愛鳥モデル校の指定

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努めるものとする。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

⑷　法令の普及の徹底

鳥獣に関する法令のうち、法第８条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第１項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制及び法第12条第１項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第１項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第１項に基づく本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。

Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項

第一　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

1　目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施するものとする。都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）を作成するものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行うものとし、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定めるものとする。

2　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差支えないものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

1　背景及び目的
2　対象とする指定管理鳥獣の種類
3　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
　⑴　捕獲等の方法
　⑵　捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
　⑶　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

第二　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込むこととする。

1　背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定めるものとする。

2　対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定めるものとする。